

東京都防犯ボランティア団体結成促進のための防犯活動啓発グッズ配布要領

令和3年4月26日
3都安総都第103号決定
改正 令和4年3月16日 3都安総総第543号

(目的)

第1 この要領は、以下のとおり東京都が作製した防犯活動啓発グッズの配布について、必要な事項を定めることを目的とする。

- 1 市民ランナー向け「RUNandSAFETY」啓発グッズ
市民ランナーに地域の見守りの視点を持ってランニングを行ってもらい「ランナーによる見守り活動」を普及させるための「RUNandSAFETY」啓発グッズ。
- 2 犬の飼い主向け「わんわんパトロール」啓発グッズ
犬の飼い主に地域の見守りの視点を持って犬の散歩を行ってもらい「わんわんパトロール」を普及させるための「わんわんパトロール」啓発グッズ。

(配布対象)

第2 防犯活動啓発グッズの配布対象は、以下の1又は2に該当し、かつ東京都生活文化スポーツ局が運営する防犯ポータルサイト「大東京防犯ネットワーク」防犯ボランティア団体データベースに令和3年4月1日以降に登録した団体とする。

- 1 都内において地域の見守りの視点を持ってランニングを行っている者（三人以上）によって構成される団体。（街中における活動でランニングと同等の見守り効果が期待できると東京都生活文化スポーツ局において認める団体を含む。）
- 2 都内において地域の見守りの視点を持って犬の散歩を行っている者（三人以上）によって構成される団体。（街中における活動で犬の散歩と同等の見守り効果が期待できると東京都生活文化スポーツ局において認める団体を含む。）

(配布条件及び遵守事項)

第3 防犯活動啓発グッズは次の1又は2に該当し、3に掲げる事項を遵守する場合、配布する。

- 1 第2に該当する団体等（以下「団体等」という）が以下の（1）から（5）の活動を全て行うことについて同意した場合
 - （1） 所属するメンバーへの防犯活動啓発グッズ及びリーフレット等の配布
 - （2） 所属するメンバーへの事業趣旨の周知
 - （3） 所属するメンバーへの3に規定された遵守事項の周知
 - （4） 防犯活動啓発グッズを身に付け、防犯の意識を持った見守り活動の実施
 - （5） 見守り活動中の住民等への挨拶、子供や高齢者等の異変に気付いた場合の声かけ、110番及び119番通報等
- 2 団体等が東京都と別途「見守り活動に関する協定」を締結した場合
- 3
 - （1） 防犯活動啓発グッズは、1（4）（5）に規定された活動以外には使用しないこと。
 - （2） 防犯活動啓発グッズは、譲渡及び売却をしないこと。

(申請手続)

第4 防犯活動啓発グッズの申請手続は次のいずれかによるものとする。

- 1 オンラインでの申請

東京都生活文化スポーツ局が運営するウェブサイト内の所定の申請フォームに記載の遵守事項に同意の上、必要事項（団体概要、連絡先氏名、住所及び電話番号等）を入力し、申請する。

2 オンライン以外の申請

「ランナーによる見守り活動についての同意書兼防犯活動啓発グッズ配布申請書」（第1号様式）又は「わんわんパトロールについての同意書兼防犯活動啓発グッズ配布申請書」（第2号様式）に記載の遵守事項に同意の上、必要事項を記入し、東京都生活文化スポーツ局宛に提出する。

（配布手続）

第5 防犯活動啓発グッズの配布手続は以下のとおりとする。

東京都生活文化スポーツ局は、第4によりなされた申請の内容を確認し、相当と認める場合には、当該団体に防犯活動啓発グッズを配布するとともに、「啓発グッズ配布通知書」（第2の1の団体には第3号様式、第2の2の団体には第4号様式）を交付する。

（その他）

第6 その他、都内で実施されるランニングや犬に関するイベント等、団体結成促進に向けた防犯活動を普及させるため東京都が相当と認めた場合にも配布できるものとする。

（補則）

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和3年6月11日より施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日より施行する。